

地図作成事業に関する「よくある質問」

1 「現地での立会いはどのような方法で行うのですか？」

(回答) 一筆の土地ごとに立会いを行います。

先に立ち会った所有者（管理者）から示していただいた筆界に仮の筆界点としてマーカー等で目印を付け、後に立ち会った所有者（管理者）から示していただいた筆界が先に目印を付けた点の位置と一致した場合、筆界はその位置で確認されたものとして筆界を確定できることとなります。

ただし、後に立ち会った所有者（管理者）から示していただいた筆界が先に目印を付けた点の位置と相違する場合、後に示された筆界点にも別に目印を付け、隣接地の所有者（管理者）が同時に立ち会うことができる日を調整した上、再度の立会いをお願いすることになります。

2 「立会いの日程調整はどのようにするのですか？」

(回答) 効率的な立会いができるように計画した日程を、立会いの日のおおむね二週間前までに郵送でお知らせします。立会いは、原則、平日の午前9：00から午後4：00頃までの間で行います。御都合がつかない場合は、地図作成事業現地事務所へ御連絡ください。改めて日程を調整させていただきます。

3 「立会いの所要時間はどのくらいですか？」

(回答) 立会いの所要時間は、土地の広さや形状により一律ではありませんが、一筆につき、20分から30分程度のお時間をいただきます。

4 「必ず土地の所有者本人が立ち会わなければならないのですか？」

(回答) 代理人を通じて筆界を確認いただくことも可能です。代理人が立ち会う場合、「一筆立会い日程通知書」の委任状欄に必要事項を御記入いただき、立会いの当日にその通知書とともに代理人の身分を証する書面（運転免許証や健康保険証等）を御持参いただくようお願いいたします。夫婦・親子・兄弟等の親族による代理立会いであっても同様に代理人欄への御記入等が必要となりますので、御注意ください。

なお、現地立会いにお越しいただくことが困難な事情等がありましたら、地図作成事業現地事務所へ御連絡ください。

5 「土地が共有名義の場合、全員が立ち会わなければならないので

すか？」

(回答) 共有者全員が立会いの対象者となりますが、代表者に立ち会っていただくことも可能です。

その場合、立会いをされない他の共有者の方は、「一筆立会い日程通知書」の委任状欄に必要事項を御記入いただき、その通知書を代表する共有者へお渡しください。

代表者の方は、立会い当日にその通知書を御持参ください。

6 「過去に地積更正等の登記をしている場合、立会いを省略することは可能ですか？」

(回答) そのような場合でも立会いを省略することはできませんので、御協力をお願いします。

7 「急用により立会いができなくなりました。再度、日程を調整することはできますか？」

(回答) 予定日時に立会いができなくなったときは、地図作成事業現地事務所まで御連絡ください。

再度、日程の調整を行った上、後日、立会いをお願いすることになります。

8 「一時的に登記上の住所とは別のところに住んでいます。今後、通知を現在の居所に送ってほしいのですが可能ですか？」

(回答) 可能ですので、その際は、通知の送付先を地図作成事業現地事務所まで御連絡ください。

9 「立会いには、法務局職員が来るのですか？」

(回答) 立会いは、盛岡地方法務局から委託を受けた作業機関である「公益社団法人岩手県公共嘱託登記土地家屋調査士協会の社員である土地家屋調査士」が行います。

なお、担当の土地家屋調査士は「法務局」と標示した腕章を着用し、身分証明書を携帯しています。

10 「筆界が分からないときはどうなりますか？」

(回答) 地図作成事業において、土地の所有者（管理者）に立ち会いをしていただき、筆界と認識しているところを指し示していただくこととなりますが、どうしても筆界の位置が分からない場合は、隣接地の所有者（管理者）が筆界として指し示した位置についてどのように思われるかを所有者（管理者）にお聞きした上で判断していただくこととなります。

1 1 「立会いや測量をするとき、敷地内や家屋の中に立ち入ることはありますか？」

(回答) 筆界を確認するために所有地に立ち入ることがありますので、御理解と御協力をお願いします。

なお、通常、家屋の中に立ち入ることはありませんが、家屋の中を通らないと筆界が確認できない等の事情がある場合は、所有者（管理者）の承諾を得て立ち入りをさせていただくことがあります。

1 2 「立会いが終わった後、何かすることがありますか？」

(回答) 立会いが終わり、筆界が確定しましたら、後日、測量を実施いたします。

測量をする日時は、事前にお知らせしません。所有地に立ち入りをする必要がある場合は、測量を行う際、現地にてお声掛けをさせていただきます。

なお、測量当日にお留守でも敷地内への立ち入りが必要な場合は、立ち入りをさせていただきますので、御理解と御協力をお願いします。

1 3 「測量の費用負担はありますか？」

(回答) 地図作成事業のための測量費用の個人負担はありません。

ただし、筆界の調査を行うために立ち会っていただく際の日当の支給はなく、また、交通費などの経費は御負担いただくこととなります。

1 4 「測量の結果は、どのようにしたら知ることができますか？」

(回答) 地図作成事業の対象となる土地の測量が完了した後、測量成果に基づいた一筆ごとの面積を算出した図面及び登記を変更する事項を記載した資料を土地所有者全員に郵送します。

なお、図面及び資料の内容を御確認いただき、誤り等がある場合は縦覧じゆうらん（※）までに地図作成事業現地事務所まで御連絡願います。

※縦覧とは、これまでの調査や測量の結果を皆様に確認していただく作業です。

1 5 「測量の結果、地積（面積）の増減はありますか？」

(回答) 地図作成事業に限らず、測量の結果、ほとんどの場合において地積の増減が生じます。地積の更正については、地図作成作業において、登記官が職権で更正登記を行います。

1 6 「測量の結果、地積に増減があった場合、固定資産税はどうなるのですか？」

(回答) 地図作成事業の結果について登記が完了した後、地方税法第382条に基づき、当該土地の所在地の市区町村に法務局が通知します。

なお、課税が摘要される時期等詳細につきましては、土地の所在地の市区町村にお問い合わせください。

17 「お隣と境界について意見が相違し、境界が確認できなかった場合どうなりますか？」

(回答) 地図作成事業^{ひつかいみでい}の調査期間内に筆界の位置が確認できない場合、隣接する土地は「筆界未定」として地図を作成します。

この場合、後日、筆界未定を解消する際の測量費用及び地図の訂正申出などの登記申請手続費用は所有者の御負担となります。

